

令和 2 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (1 2 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和2年12月23日（水）10時00分～10時45分 四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春
委 員	河田 文

3 事務局出席者

教 育 部 長	上井 大介	教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育成課長兼主任	阪本 武郎	教 育 部 次 長	賀藤 久道
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
教 育 総 務 課 施設整備担当課長	勝村 隆彦	教育部上席主幹兼主任（生涯学習推進担当）	村上 始

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議案 第33号	四條畷市教育委員会文化・スポーツ活動等に係る懸垂幕の掲示について
報告 第24号	令和3年度 全国学力・学習状況調査の参加及び協力について
報告 第25号	四條畷市学習用タブレットPC等貸与規程について
報告 第26号	四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定について
報告 第27号	新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について

<p>植田教育長</p>	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>人が集い、多くの語らいのなかで過ごすクリスマスやお正月の風景が変わろうとしている2020年のこの師走、しかし、学校教育、社会教育、それぞれ学びを止めない、学びを高める総意のもと、ただいまより、12月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき会議録署名者の指名をおこないます。</p> <p>本日の会議録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第33号、四條畷市教育委員会文化・スポーツ活動等に係る懸垂幕の掲示についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>議案第33号、四條畷市教育委員会文化・スポーツ活動等に係る懸垂幕の掲示についてでございます。</p> <p>市民の文化・スポーツ活動等の振興及び発展を促すとともに、四條畷市に誇りと愛着を育むことに寄与し、市民を元気づける活躍に対し、その功績を称え、市民に広く周知を図るため、懸垂幕の掲示に関し、別紙要綱に必要な事項を定め、文化・スポーツ活動等に係る懸垂幕を掲示したく、本案を提案いたしました。</p> <p>懸垂幕の掲示は、これまで市の直接的な事業のみが掲示の対象となっておりましたが、この度、この要綱により文化やスポーツ活動等でご活躍された方や団体などがご自身で作成された懸垂幕の掲示を希望され、基準を満たされる場合には、教育委員会の事業として原則1ヶ月以内の期間で掲示をできるようにと考えております。</p> <p>ただし、第5条第2項のとおり、掲示に係る最終権限を有するのは庁舎を管理する施設再編室であるため、施設再編室と協議のうえ許可をいただくこととなりますので、申し添えさせていただきます。説明は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本件につきまして質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>市のいろいろな功績のあった方を広く掲示するということは、すごく良い考えで、ぜひ推し進めていただきたいと思います。</p> <p>ただ、要綱を見て、何点か気になるところがありますので、お聞きさせていただきます。</p> <p>1点は、全文を読めば作成については申請者が作成するということはわかりますが、申請書及び要綱を見ますとデザインについての記述はありますが、作成者が申請者という記述がありませんので、例えば、申請書の備考4の懸垂幕のデザインを添付してくださいの後に、希望日の何日前までに持参して</p>

<p>(山本教育長職務 代理者)</p>	<p>くださいなどの文言が入ると、実際に自分が作らなければならないということがわかるのではないかと思いますし、要綱のなかに、申請者が作成するという情報を入れてもいいのではないかと思います。</p>
	<p>もう1点は、申請書の5のところですが、破損が生じた場合に、市で責任を負うことは致しかねますのであらかじめご了承くださいと書いていますが、申請書の文言としては、なじまないのではないかなというふうには感じます。</p>
	<p>この文言については、許可書の方にそういう文言を入れる方がいいのではないかと思いますし、申請書であれば、いかなる場合も市は責任を負いませんというような文章表示の方がいいのではないかと思います。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。申請書備考4及び5につきましてご指摘いただいた内容を踏まえまして、修正等加えてまいりたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等ございませんでしょうか。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>要綱第6条の掲示の期間で、原則1ヶ月以内ということになっていますが、1ヶ月はあっという間で短いのではないかと思います。1ヶ月以内にした理由を教えてください。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>この掲示の期間につきましては、原則1ヶ月とさせていただいておりますが、委員ご指摘のように、場合によっては2ヶ月、3ヶ月といったご希望が入ることもあり得るかと考えますので、その場合は続きに書いておりますように、教育長が特に認める場合は、この限りではないというところで、一定含んでいければと思っております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>今までこのような要綱はなかったと思いますが、市で非常に顕著な活躍をされた人がおられたときに、教育委員会に限らず、こういう懸垂幕等を掲示したことはあるのでしょうか。</p>
<p>安田生涯学習推進 課長</p>	<p>施設再編室と事前の協議のなかで、個人や団体様から、ご相談があった場合にはお断りをしていると聞いております。</p> <p>市の事業として認められるものに限り、掲示している状況でございますので、今回この要綱をもちまして、教育委員会事業として認め掲示をさせていただきたいと考えております。</p>

<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>それでしたら、顕著な業績があった方であっても、申請者がおられなかったら、掲示できないという形になります。</p> <p>そうすると市民の側からしますと、この方を掲示するのであれば、こちらの方がもっと顕著な功績があったではないかというふうに捉えられる場合があるので、少しそのことが危惧されます。</p> <p>市民は、申請者がおられてその方が作成されて掲示しているとは理解せず、市がその方を掲示していると理解され、そういう誤解が生じることも考えられます。</p> <p>今回の要綱とは直接関係がないと思いますが、例えばオリンピックに出られる方が出てきて、その方が申請をせず、一方で、インターハイに出られた方が申請して掲示した場合、両方とも素晴らしいことだと思いますが、そのようなことになった場合、市民の方が疑問に思う可能性もあると思いますので、こういう事業をされるのであれば、今後そういうことも含めて、特別な場合については、市費で掲示する必要もあるのではないかと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>その他質疑等ありましたらお願いします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>懸垂幕についてお聞きしたいと思います。</p> <p>懸垂幕は布製の堅牢なものまたは防水の機能のあるものをイメージされてると思いますが、今はプリンターの技術が発展しておりますので、プリントアウトした模造紙のような縦長のロールで持って来られても、すぐに破れたりいたします。</p> <p>そのようなものですと、強度や安全性においても不安がありますので、そのあたりの最低限の基準等の考えを聞かせてください。</p>
<p>安田生涯学習推進課長</p>	<p>佃委員ご指摘のとおり、要綱においては、サイズ、高さ4.5メートル、幅0.9メートルという規定しかございませんので、そのあたりにつきましても誤解を招かないように、修正等おこなってまいりたいと思います。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>もう1点、気づいたことがあるのでお尋ねいたします。</p> <p>申請時にはデザインをつけて申請しますが、実際の作られたものと異なる場合もあるかと思います。</p> <p>意図的にされることは多分ないかと思いますが、第4条3項のその他教育長がふさわしくないと認める場合というふうに書いていますので、そのなかにそれが含めることも考えられますが、そういうことを防ぐ意味でも、やはりデザインと異なる場合には掲示しないということがはっきりわかるような項目等が必要ではないかなというふうに思います。</p>

安田生涯学習推進課長	<p>万が一デザインと異なる場合につきましては、掲示しないという可能性もあるということを含めて、文言等修正を検討してまいりたいと思います。</p>
植田教育長	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>本件はたくさんの修正すべきポイントがあろうかと思えます。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第33号、四條畷市教育委員会文化スポーツ活動等にかかる懸垂幕の掲示については、一部修正のうえ、可決することによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ご異議がないようですので、議案第33号につきましては、一部修正のうえ可決することに決しました。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第24号、令和3年度を全国学力・学習状況調査の参加及び協力についてを議題といたします。</p> <p>それでは事務局から本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>報告第24号、令和3年度全国学力・学習状況調査の参加及び協力についてでございます。</p> <p>先般、大阪府教育庁を通して、文部科学省から「令和3年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について」の照会があると聞いています。</p> <p>本市といたしましては、第3期四條畷市学力向上3ヶ年計画を継続する方針に鑑み、同調査への参加及び協力の意向で回答させていただき、報告させていただきます。</p> <p>なお、同調査の実施は、令和3年5月27日木曜日となっております。</p> <p>調査事項といたしまして、小学校は第6学年が対象、調査内容は、教科に関する調査が、国語、算数と質問紙調査、中学校は第3学年が対象、調査内容は、教科に関する調査が、国語、数学と質問紙調査となっております。今年度は英語はございません。</p> <p>また、9月定例会で報告いたしました、小学校第5学年を対象とした令和3年度大阪府新学力テスト、小学校すくすくテストについても、同日5月27日に実施されますので、併せてご報告いたします。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>

<p>佃委員</p>	<p>5月27日ということで、約1ヶ月以上延期されているということは、今年度は休校期間もあり、文科省の方も教育課程の未履修分は来年度に繰り越しもやむを得ずということですので、この日までに履修しておけばよいということでのいいのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>佃委員、お示しのとおりでございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第25号、四條畷市学習用タブレットPC等貸与規程についてを議題といたします。事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>報告第25号、四條畷市学習用タブレットPC等貸与規程についてです。</p> <p>ICTを活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、四條畷市立小中学校に在籍する児童生徒に対し、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条の規定に基づき、市の所有する学習用タブレットPC等の備品を貸出するため、必要な事項を定めたことを報告します。</p> <p>まず、貸与規程につきましては2枚め以降にありますのでご確認ください。端末貸与に関する保護者、教育委員会間の申請、決定などを定めた様式もご覧ください。様式1号では保護者から承諾のうえ借用申請を、様式2号では市より貸出決定通知、様式3号は教育委員会あて受領書、様式6号は、中学3年生の返却時に提出する決定取消通知書となっています。</p> <p>次に、児童生徒及び保護者に向けた、「四條畷市タブレットPC活用のルールについて」をご覧ください。学習内容をより理解し、より豊かな学びにしていくためにタブレットPCを活用していくなか、安心、安全、快適に活用するためのルールを示しています。詳細につきましてはご覧いただけたらと思います。</p> <p>最後に、「学習用タブレットPCのパスワードについて」をご覧ください。GIGA端末に導入されている授業支援ソフトを稼働するためのID、パスワードの設定を保護者とともにご検討いただき、2部作成して学校と家庭で保存する仕組みを提示しています。</p> <p>昨日は、管理職を含む市内教職員に1回めの研修会をおこなったところです。本格導入に向け、教員のフォローも含めて準備を進めてまいります。</p> <p>以上です。</p>

植田教育長	<p>ありがとうございます。 では本件につきまして、質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
河田委員	<p>タブレットの導入時期とタブレットの利用開始時期について、各小学校間、各中学校間でどのくらいの差が出てくるのか教えてください。</p>
板谷教育総務課長	<p>タブレットの導入時期ですが、明日、暇中の方に導入予定となっております。 中学校を先に整備したいと考えており、年明けに西中、田原中、その後小学校に整備いたしまして、最終的には2月末までには全校納入完了というような形で進めてまいります。 トップで入ります四條暇中学校に関しましては、年明け頃からの利用になると学校から聞いております。</p>
植田教育長	<p>他にございませんか。</p>
山本教育長職務代理者	<p>1点は現状をお聞きしたかったのですが、今の答えでわかりましたので、もう1点、お伺いいたします。 すでにもう整備が始まっており、申請書等は保護者の手に渡っているかと思えます。 申請書及び通知書の貸与条件を読ませていただきましたが、そのなかに返却に関しての部分が述べられておりません。 従って通知書の貸与条件の最後の部分に貸与規程に従うなどの項目を入れていただいて、返却をしなければならないということを明らかにしておく方がいいのではないかと思います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>ご指摘ありがとうございます。ご意見につきましては、運用のなかで参考にさせていただきます。</p>
植田教育長	<p>その他質疑確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
佃委員	<p>まず、このタブレットを貸与するということについては、家庭でも活用していただきたいという思いがあつての規程だと思いますので、お聞きしたいのですが、まずその貸与する目的について、第1条では、教育の質の向上を図るためとありますが、教育委員会としてねらっている質の向上は、貸与することによってどういうことが期待できるか、具体的に教えていただけますか。</p>

木村教育部次長兼
学校教育課長兼教
育センター長

貸与するにあたり、児童生徒たちに身につけさせたい力につきまして、お示しさせていただきます。

以前、ICT利活用計画の方でも少しお示しをさせていただきましたが、新学習指導要領では、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力を体系的に育むことが重要とされているなかで、今回主体的・対話的で深い学びの視点から、各教科等でICTの機器の活用の促進が求められております。

本市の子どもたちにおきましては、主体的に学ぶ力を支える、情報活用能力の育成ということと主眼に置き、児童生徒が自らICTを活用することで、学習意欲を高め、また、すべての学習の基盤となる情報活用能力を身につけていく、そして、そのなかから真に必要な情報、取捨選択して効果的に活用できる力を育成したいと考えております。

また教職員につきましては、児童生徒の学習内容の理解がより深まるよう、ICTを活用し、授業力の向上、子どもたちに主体的・対話的で深い学びができる事業改善に努めてまいります。

植田教育長

教育の質の向上ということに対して一言申し添えますと、まず、今まで一人ひとりの子どもたちに向き合う、もっと言えばその子どもたちの状況を把握するということが一番大事なことですけれども、これをICTによって、いわゆる子どもたちの学びのプロセスが教員によって一元的にわかるということで、それにより個に応じた対応ができ、それによって子どもたちのモチベーションが高まります。

まずこれがICT活用の授業における非常に大きな効果だというふうに考えられます。

次に、今、次の子どもたちが大人になる頃の社会をイメージしたときに、いわゆる一つの解を求めるということではこれは通用いたしません。

そういった意味での学びの質のなかでいきますと、経験をたくさん積み、そのなかでいかに自分が問いを立て、それに皆で解を求めていくかというそのプロセスが、このICTを使えばより有効にできる、言い換えると協働学習や混合学習、また、課題解決型学習に直接繋がるという、実はそういった学びの質が変わるという意味をここで捉えてると思います。

ですからICTはあくまでもツールであって、その学びのスタイルが変わるラーニングスタイルが変わるところが、一番大きな要素であると考えております。

佃委員

ご丁寧にお話しいただきありがとうございます。

今まさに教育長がおっしゃった協働学習の点で申し上げますと、例えば不登校の子どもたちがいた場合に、家にいてもその学級の仲間と一緒に学習する機会を得る可能性も出てくるわけです。

<p>(佃委員)</p>	<p>貸与というのは、学校で貸しますよではなく、子どもたちの生活にまで、家庭学習も含めて、貸与ということも想定されると思います。</p> <p>そういった先進事例もいくつか聞いたことがあります。教室で休んでいる子どもと一緒に勉強できたという、そういう喜びなども含めて、この質の向上というところをねらって、四條畷の子どもたちがどこにいても学べるような活用をしていただけたらと願っております。</p> <p>続いてですが、パスワードを書くシートがついていたかと思いますが、このパスワードというのは、半角英数字記号4文字以上となっています。</p> <p>今、小学校も英語が導入されておりますが、例えば小学1年生でしたら、アルファベットなど、書いたこともない子どもたちに、アルファベットのパスワードはすごく戸惑われることがあると思います。</p> <p>このあたりはどのようにご指導される予定かということと、このペーパーの一番右の上に四條畷市立長とあるのですが、これは学校長のことで間違いないか、この2点についてお伺いいたします。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>まず1点めのパスワードについてですが、今お示しいただきましたように、小学校第1学年、第2学年では、アルファベットはまだ習っていない状態です。</p> <p>ですので、保護者の間でも少し混乱が生じることもあるかと思いますが、また、子どもたちが設定したけれども、自分が設定したパスワードが思い出せないということも十分考えられます。</p> <p>パスワードについては、学校と家庭の双方で保管していこうと考えておりますが、お示しいただきましたように、例えば数字だけの暗号にするとか、そのあたりの工夫も必要があるのかと思っております。</p> <p>あわせて、用紙を配布した段階で、学校と相談させていただけたらと思っております。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>2点めについてですが、四條畷市立長につきましてはお示しのとおり、それぞれの学校長宛ということですので、今は、その部分が省略されている状況になっています。</p> <p>パスワードの英数字について補足の説明をさせていただきます。個人ごとのパスワードというのがありますが、タブレットにログインするときにも、パスワードを入れる仕組みになっております。</p> <p>ここに記載をしておりますが、キーボードの配置に特化したパスワードになっており、小学校第1学年でも、何とか対応ができるのではないかとということで検討させていただいたパスワードになっております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他質疑等ありましたらお願いいたします。</p>

<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>家庭で使う場合については、ルールのなかできっちり書かれているかと思いますが、今後の方向性としては、家庭に持ち帰って使用するということが必要になってくるかと思っておりますので、ただ単に、家にパソコンを持って帰らすということだけではなく、先生方で、家庭に持って帰った場合に、何らかのアプローチができるような形の使い方、オンラインなどの使い方をしないと、このままでは家庭に持ち帰って、勉強する子は勉強しますが、遊びに使ってしまうようなことも考えられます。</p> <p>そこでお聞きしますが、家庭での使用に向けての日程や先生方の研修等はどうなような予定になっているのでしょうか。</p> <p>その部分をしっかりおこなわなければ、子どもたちにパソコンを渡しているだけで、全く意味をなさないと思っておりますので、今後の予定についてお聞かせいただけますか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼 教育センター長</p>	<p>家庭学習のための端末の持ち帰りに関しましてお答えさせていただきます。</p> <p>スケジュールについては、現在、家庭でのWi-Fi環境など、家庭環境の差も当然出てきますので、そのあたりも加味しながらとなりますが、まずは学校で端末を使って、端末に慣れるということを主旨にしております。</p> <p>学校のなかでの活用をしっかりとしたうえで、今後、家庭学習についてどのようなことができるのかは、学校と相談をしながら検討したいと思っております。小学校、中学校、それぞれ段階を変えていく必要があると考えています。</p> <p>また、授業支援ソフトにつきましては、今でもご家庭にあるパソコンの通信環境のなかでログインすることができますので、これらの活用も学校と一緒に協働、研究していけたらと思っております。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>私も、いま話のありました家庭学習におけるパソコンの利用について懸念していることを2点お話ししたいと思います。</p> <p>自学自習という観点でタブレットを活用することは、すごく意義があると思いますが、その使用にあたっては、現状では先生が認めたとき以外は、家に持ち帰ることができないようになっています。</p> <p>子どもたちには個人差があって、当然興味がある子もいればあまり興味がない子も当然いるわけですが、子どもたちが自主的に、こんなことを調べてみよう、あんなことしてみようと思ったときに、現状、自由に使うことが難しいのではないかと思います。</p> <p>先生が、これは認めるが、それは認めないということもあるでしょうが、もう少し幅広く、ある程度自主的に活用できるようにしていただければ学習の幅が広がるんじゃないかと思います。</p> <p>もう1点は、貸与規程のなかに、申請者や利用者等、いろいろな文言があ</p>

<p>(竹内委員)</p>	<p>りますが、12条に管理者という文言が一つ出てきております。</p> <p>申請書を見ると、申請者や保護者となっており、管理者というのはあまり文言として出て来てないように思いますので、保護者でいいのではないかと思います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>2点ご意見いただいたかと思えます。</p> <p>まず1点めの、先生が認めたとき以外は持ち帰れないということについては、委員お示しのとおり、子どもたちの興味、関心を考えますと、ここで規定することについてはどうかと思えますが、まずはこのルールでしっかりと徹底したうえで、その後、活用の幅がどんどん広がっていくことは十分考えられますので、今後、子どもたちと先生が授業を作り上げていくなかで検討していきたいと考えております。</p> <p>また、管理者の文言については、今のご意見踏まえたうえで、運用のなかで対応していきたいと思えます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他ご意見いかがでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>特にないようですので次に移りたいと思えます。</p> <p>それでは報告第26号、四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>村上教育部上席主 幹兼主任(生涯学習 推進担当)</p>	<p>報告第26号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。</p> <p>標記の件につきまして、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、令和2年8月27日に開催いたしました四條畷市教育委員会指定管理者選定評価委員会で審査していただき、選定した3施設の指定管理者につきまして、下記の候補者を指定管理者に指定すべく、四條畷市議会12月定例議会へ議案を上程したところ、令和2年12月1日の本会議におきまして議決され、令和2年12月2日付で告示をおこなうとともに、下記の指定管理者を指定しましたので報告するものでございます。</p> <p>各施設につきましては、1、四條畷市立市民総合体育館及び四條畷市体育施設、指定管理者は四條畷市スポーツコモンズ、構成団体はグローブシップ株式会社大阪支店とゼット株式会社、指定期間につきましては令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。</p> <p>2、四條畷市立歴史民俗資料館につきましては、指定管理者は、株式会社</p>

<p>(村上教育部上席 主幹兼主任(生涯学 習推進担当))</p>	<p>地域文化財研究所、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。</p> <p>3、四條畷市立野外活動センターにつきましては、指定管理者は特定非営利活動法人ナック、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。以上でございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ないようですので次に移ります。</p> <p>報告第27号、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応についてを議題といたします。事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>報告第27号、11月25日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、別紙のとおり報告いたします。</p> <p>先ず、学校教育分野は私から報告させていただきます。</p> <p>12月4日以降、大阪府教育庁の方針に基づき、レッドステージに移行したとしても、分散登校、短縮授業はおこなわず、1教室40人の通常形態で教育活動を継続するが、感染症対策を改めて徹底するとともに特定の教育活動は制限するとしています。</p> <p>次に、この間、教員及び生徒に感染が確認され、学校が臨時休業となっており、期間や対象学校については記載のとおりです。</p> <p>この間、保健所とのやりとりでわかったことは、マスク着用、密を避ける、換気、石鹸による手洗いなど、基本的な対策をしっかりとっておくことで濃厚接触者を減らすことができ、感染を広げないことにつながることを再認識し学校へ通達したところ です。私からは以上です。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>続きまして、学校施設及び社会教育施設の運営状況につきましてご説明申し上げます。</p> <p>大阪府は、12月4日から15日までをレッドステージ1とし、大阪府民に対し、「できるだけ、不要不急の外出を自粛すること」との要請をいたしました。本市もただちに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、利用者の判断で公共施設の利用を自粛した人に対し、利用料を還付することにいたしました。</p> <p>続き、12月14日の第32回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議では、感染状況が横ばいであるが、はっきりした減少傾向が見られないことから、より強い要請が必要と判断し、12月16日から29日までレッドステ</p>

<p>(阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任)</p>	<p>ージ1を継続するものの、要請には「できるだけ」という表現がなくなりました。</p> <p>これを受け、翌15日に本市も対策本部会議を開催し、当面の間、屋内施設の新規予約の受付を中止することとし、すでに予約をしている人に対し、大阪府の要請内容を説明したうえで利用の判断をいただくよう個別確認をおこなうことといたしました。</p> <p>最後、11月の本定例会でお伝えしておりましたイベントのうち、本日以降の状況でございますが、公民館の映画と図書館でのイベントを中止、また映画の中止に伴い、指定管理者の方でも、展示ホールの開放事業も中止いたします。以上で報告第27号の説明を終わります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では本件につきまして確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>連日大変な感染者数ということで、四條畷はまだまだ少ないといいながらも、このように学校現場でも出てくるということは、もう誰が感染してもおかしくないという状況になりつつあるのだと思います。</p> <p>感染した学校の先生方や生徒の皆さんも不安で、いろいろな状況に陥っていらっしゃるのだと思います。</p> <p>府や国からの通達もあると思いますが、人権面での配慮ということについて、校長会でお知らせしているとか、こういうことは絶対にないようにするよう指導しているなど、教育委員会として主体的に何か発信されていることが何かあれば教えていただけますか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>今お示しのとおり、この新型コロナウイルス感染症に関しては、コロナ差別ということも言われております。そのなかで誰がなってもおかしくない、その子が、また先生が、新型コロナウイルスに感染したことで卑下されたり、避けられたりなど当然あってはならないと考えております。</p> <p>そういうことにつきましては、校長会や教頭会のなかで、しっかり共有させていただいており、また、ホームページでも人権の配慮について発信させていただいております。</p> <p>あわせて、大阪府の人権教育の方からも、コロナ差別にかかる教材等もお示しいただいておりますので、その活用も併せて促しているところでございます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

植田教育長	<p>それでは事務局その他案件、報告等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>ないようでございますので、これをもちまして12月の教育委員会定例会を終わりといたします。どうもありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月25日

四 條 畷 市 教 育 長

植田 篤司

四條畷市教育委員会教育長職務代理者

山本 博資